

本庄市マスコット

はにぽん

令和8年度

保育施設利用申込みの手引き

☆ 利用申込書を提出する前に必ず読んでください ☆

～ もくじ ～

① 保育所（園）とは	・・・ 1	⑦ 利用開始後の手続き	・・・ 4
② 保育所等の利用	・・・ 1	⑧ 保育料等	・・・ 4
③ 提出書類等	・・・ 3	⑨ 市内保育所等一覧	・・・ 5
④ 個人番号（マイナンバー）について	・・・ 3	⑩ 保育所等開所時間の状況	・・・ 7
⑤ 申込みの受付	・・・ 3	⑪ 保育施設等マップ	・・・ 9
⑥ 利用決定	・・・ 3	⑫ 入所申込み締切日	・・・ 11

◆令和8年度保育年齢区分表

生年月日	保育年齢（クラス年齢）
令和2年4月2日生 ～ 令和3年4月1日生	5歳児
令和3年4月2日生 ～ 令和4年4月1日生	4歳児
令和4年4月2日生 ～ 令和5年4月1日生	3歳児
令和5年4月2日生 ～ 令和6年4月1日生	2歳児
令和6年4月2日生 ～ 令和7年4月1日生	1歳児
令和7年4月2日生 ～	0歳児

※保育年齢（クラス年齢）は、各年の4月1日時点の満年齢で決定します。

お問い合わせ先

本庄市役所 保育課 保育係
 電話 0495-25-1128（直通）
 児玉総合支所 支所市民福祉課 保険子育て係
 電話 0495-71-5889（直通）



① 保育所(園)とは

保育所(園)、認定こども園、地域型保育施設(以下、「保育所等」といいます。)は、保護者が仕事や病気等により、家庭において十分保育することができないときに保育することを目的とする施設です。

したがって、小学校入学前の幼児教育のためや、集団生活に慣れさせるため、などといった理由では利用の対象となりません。

② 保育所等の利用

保育所等の利用を希望する保護者の方には、市に「教育・保育給付認定申請書」を提出して、利用のための「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。

提出していただく書類等の審査により、市が認定する3つの区分に分かれます。

なお、支給認定証は、保育施設利用申込みの結果の通知と一緒に送ります。(希望者のみ)

<3つの認定区分>

年齢	利用希望	認定区分	利用時間	利用先
満3歳以上の 場合	教育を希望される場合	1号認定	教育標準時間	幼稚園(※) 認定こども園
	「保育を必要とする事由」に 該当し、保育所等での保育 を希望される場合	2号認定	保育標準時間	保育所(園) 認定こども園
保育短時間				
満3歳未満 の場合	「保育を必要とする事由」に 該当し、保育所等での保育 を希望される場合	3号認定	保育標準時間	保育所(園) 認定こども園 地域型保育施設
			保育短時間	

※1号認定(幼稚園又は認定こども園)を希望する場合は、各施設へ直接申込みの手続きをしてください。

また、幼稚園では18時頃までお子さんをお預かりする「預かり保育」を実施しています。詳細は幼稚園へ直接お問い合わせください。

◆利用する児童について

保護者のいずれもが保育を必要とする事由により、児童の保育が必要と認められた場合、保育所等に入所することができますが、個別の配慮が必要と考えられる児童については、集団保育が可能かどうかなど、申込み前に市役所や保育所等との相談が必要となります。

◆利用の基準日について

毎月1日からの入所となります。※月途中からの入所はできません。

産休、育休明けの場合は、復職(予定)日によって利用申込みができる月が決まります。

◎1日～14日付の復職 → 復職月の前月1日からの利用申込みができます。

(例)5月1日の復職 → 4月1日入所からの利用申込みが可能

9月1日の復職 → 8月1日入所からの利用申込みが可能

◎15日～31日付の復職 → 復職月の当月1日からの利用申込みができます。

(例)5月15日の復職 → 5月1日入所からの利用申込みが可能

9月15日の復職 → 9月1日入所からの利用申込みが可能



※就学の場合も、就学(予定)日によって、上記と同様に利用申込みできる月が決まります。

※就労内定の場合も、就労(予定)日によって、上記と同様に利用申込みできる月が決まります。

◆保育を必要とする事由

保育所等における保育は、児童の保護者のいずれもが次の①～⑩のいずれかに該当することにより、当該児童の保育を必要としていると認められる場合に行うものとします。

保育標準時間利用(11時間利用)

1か月当たり**実働120時間程度**(週当たり実働30時間程度)の就労
 ※就労時間帯や通勤時間等も考慮します。



保育短時間利用(8時間利用)

1か月当たり**実働月48時間以上**の就労

保育の必要な事由	保護者の状況	保育必要量区分	提出書類
①就労	1か月において48時間以上労働することを常態としていること。	保育標準時間 保育短時間	・就労証明書
②妊娠・出産	出産予定日のある月の前後各2か月間であること。 (例:3月に出産予定の場合、1月～5月の5か月間)	保育標準時間	・保育を必要とする申立書 ・母子手帳の写し (出産予定日と保護者名が分かるページ)
③疾病等	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	状況による	・保育を必要とする申立書 ・障害者手帳の写し
④看護・介護	長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護又は看護していること。	状況による	・保育を必要とする申立書 ・障害者手帳の写し
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	保育標準時間	・災害復旧に従事している証明
⑥求職活動	求職活動を行っていること。 (入所日から3か月までの期間)	保育短時間	・保育施設利用に関する誓約書
⑦就学	学校に在学している又は職業訓練を受けていること。	状況による	・学生証又は在学証明書の写し ・授業の時間が分かるカリキュラムの写し
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	保育標準時間	・保育を必要とする申立書
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 ※①就労の事由で利用を開始した場合に限ります。		①就労と同様	・就労証明書
⑩特例による場合	市長が認める上記事由に類する状態にあること。	状況による	

③ 提出書類等

- (1)「教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書」…児童1人について1枚提出してください。
- (2)保育を必要とする証明…児童の父・母それぞれについて提出してください。
※求職活動の場合は「保育施設利用に関する誓約書」を提出し、入所後3か月以内に就業し、雇い主・事業主の証明を受けた「就労証明書」を提出してください。なお、期限内に証明書が提出されない場合は、保育実施解除(退所)となります。
- (3)申請児童が3～5歳児で第3子以降の場合は、「副食費免除届」
- (4)市外の保育所等を希望する場合は、「管外保育施設希望理由書」
- (5)児童扶養手当を受給していないひとり親の方は、「戸籍の全部事項証明書」
- (6)本庄市に転入する予定がある場合は、「転入に関する誓約書」



④ 個人番号(マイナンバー)について

マイナンバー制度の実施により、保育所等の入所申込みにおいて個人番号の記載が必要となります。「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の申請に係る児童、世帯の状況の父母(別居も含む。)及び同住所に住んでいる方の中で、本庄市外に住民票の登録がある方の、マイナンバーカード又はマイナンバーがわかる書類をお持ちください。

⑤ 申込みの受付

保育所等の申込みをする場合は、必ず希望する保育所等を見学してから、入所を希望する月の前月10日までの平日(新年度の4月入所については、前年の11月中)に書類を添えて、保育課又は支所市民福祉課に申込みをしてください。各月の締切日については⑫入所申込み締切日をご覧ください。

なお、申込み後の事情変更等により入所申込みを取下げの場合は、早急にお電話等で保育課にご相談ください。

◎市外の保育所等を希望する場合

市区町村により受付期間や必要書類が異なります。希望する保育所等を管轄する市区町村へ必要事項を確認の上、余裕をもって保育課又は支所市民福祉課に必要書類を提出してください。

⑥ 利用決定

保護者の方から提出していただいた申込書類等を審査し、保育を必要とする程度の高い児童から入所者を決定します。利用決定についての通知(利用契約及び保育料・利用者負担額決定通知書)は、新年度4月入所の場合は2月下旬頃、年度途中入所の場合は毎月23日頃に保護者と保育所等に文書で通知します。また、保育所等にはそれぞれ定員が決められています。定員以上の申込みがあった場合は、欠員が出るまでお待ちいただくことがあります。審査の結果、入所ができない場合は、入所保留となる旨の通知(保育施設利用保留通知書)を保護者に送付します。

※利用決定の通知が届きましたら、決定した保育所等へ持ち物等の必要事項について確認をしてください。

⑦ 利用開始後の手続き

◆「教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届出書」

生活・就労状況等の変化に伴い認定期間や保育必要量を変更する場合や修正申告で市町村民税が変更された場合等には、届出が必要です。**教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届出書、保育の必要性を証明する書類、支給認定証(交付されている場合のみ)**をお持ちのうえ、保育課又は支所市民福祉課で、手続きをしてください。

なお、変更は届出書をご提出いただいた翌月からの適用になります。

◆「保育施設利用児童退所(異動)届」

次の場合には、必ず「**保育施設利用児童退所(異動)届**」を退所月の末日までに提出してください。

届出用紙は保育課又は支所市民福祉課にありますので、手続きをしてください。

退所日は退所月の末日となります。

◎ 市外への転出が決まった場合

転出先から本庄市内の保育所等に継続して入所する場合は、転出先市区町村の保育園担当課で改めて入所の手続きが必要です。

◎ 保育を必要とする事由が消滅した場合

◎ 休所(園)の場合 → 休所(園)制度はありませんので、退所となります。



⑧ 保育料等

◆保育料完全無償化について

本庄市にお住まいの方は、児童の年齢、人数、保護者の所得、又は市内・市外の施設に関わらず、令和8年4月より保育料を完全無償化しました。ただし、その他必要となる費用については各施設にお問い合わせください。

◆給食費の支払いについて

3歳児以上の給食費は、主食費と副食費を保育所等に支払います。ただし、副食費に関しては、市町村民税所得割課税額によって免除される場合があります。

・一般世帯…所得割課税額57,700円未満

・ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、生活保護世帯等…所得割課税額77,101円未満

また、第3子以降の場合、兄弟と生計同一であれば、兄弟の年齢に関わらず、副食費が免除となります。年度ごとに「副食費免除届」を提出してください(保育所、幼稚園等を3人以上利用している場合は不要)。

副食費の算定は、父母の市町村民税所得割課税額を基に算定されますが、以下①②に該当する場合は、同居祖父母のどちらか所得の高い方の課税額も算定に含まれます。

① ひとり親家庭の場合で、母(父)の所得額が税法上の扶養の範囲内の所得割である場合

② 父母の所得額が、両者とも税法上の扶養の範囲内である場合

☆4月～8月分の副食費は令和7年度の市町村民税で、9月～3月分の副食費は令和8年度の市町村民税で算定されます。

給食費	0～2歳児	3～5歳児
主食費 (ごはん・パン・めんなど)	保育料に含む (無償)	給食費 (実費)
副食費 (おかず・おやつ・牛乳など)		

⑨ 市内保育所等一覧

○本庄地域保育施設

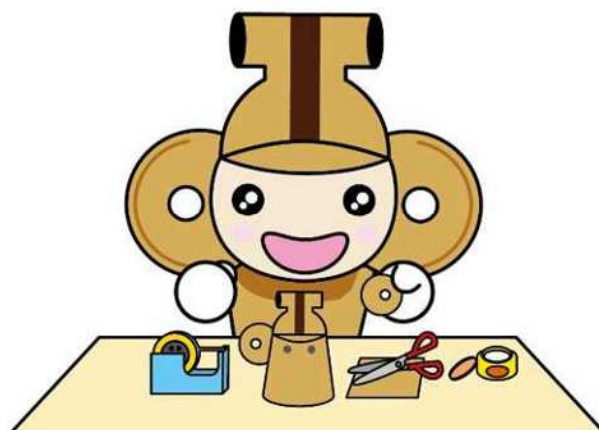
種類	保育施設名称	定員	受入月齢 (参考)	所在地	電話	備考
保育所(園)	いちりつ 市立いずみ保育所	90	2か月	小島 5-5-45	22-4891	◎子育て支援センター ◎一時預かり◎病後児保育
	あさひほいくえん 旭保育園	106	2か月	駅南 1-5-20	22-3398	
	ほんじょうほいくえん 本庄保育園	110	5か月	小島 1-5-18	22-3913	
	こざくらほいくえん こざくら保育園	200	3か月	栄 3-6-34	22-5812	◎子育て支援センター
	ひでほいくえん 日の出保育園	100	2か月	沼和田 1020	21-5263	
	みどりほいくえん みどり保育園	90	6か月	寿 3-10-30	21-5957	
	せいとくほんじょうほいくえん 聖徳本庄保育園	60	2か月	栄 2-10-14	21-4365	
	おじまみなみほいくえん 小島南保育園	60	2か月	小島南 3-1-5	21-5543	
	きたいずみほいくえん 北泉保育園	120	2か月	西五十子 620-1	24-2572	◎子育て支援センター ◎一時預かり
	たんぽほほほいくえん たんぽほほ保育園	70	2か月	今井 1328	21-9890	
	ほほえみこどものくにほいくえん ほほえみ子どもの国保育園	45	2か月	緑 2-15-5	23-1018	
	ふじたほいくえん 藤田保育園	60	2か月	牧西 30	24-2886	
認定こども園	コウガの森・梅花	100 (90)	2か月	見福 1-2-7	22-4474	◎一時預かり
	ほんじょうようちえん 本庄幼稚園	150 (66)	6か月	小島 6-5-3	24-0189	◎一時預かり
	ほんじょうひがしようちえん 本庄東幼稚園	95 (60)	8か月	東台 3-1-12	22-2937	
	わかきほいくえん 若草保育園	94 (88)	2か月	仁手 669-4	21-5001	
	ほんじょうあさひようちえん 本庄旭幼稚園	75 (57)	6か月	小島 395-2	24-3626	
	わかいずみようちえん 若泉幼稚園	75 (49)	8か月	北堀 209	21-5265	

地域型	かがわ 加川ベビールーム	3	6か月	日の出 4-3-4	24-0586	◎0～2歳児まで受け入れ
	ほいくえん ふくしまキッズ保育園	19	6か月	早稲田の杜 4-17-18	27-2010	◎病児保育◎日曜日も開所 ◎0～2歳児まで受け入れ ◎一時預かり

○児玉地域保育施設

種類	保育施設名称	定員	受入月齢 (参考)	所在地	電話	備考
保育所(園)	いちりつく みづかほいくしよ 市立久美塚保育所	90	2か月	児玉町児玉 2351-1	72-4386	◎一時預かり
	さいこうほいくえん 西光保育園	70	2か月	児玉町塩谷 85-1	72-5147	◎子育て支援センター ◎一時預かり
	さいこうだいに ほいくえん 西光第二保育園	60	2か月	児玉町吉田林 447-6	72-5473	◎一時預かり
認定(こども)園	もり きょうわ コウガの森・共和	70 (62)	2か月	児玉町蛭川 885	72-0104	◎子育て支援センター ◎一時預かり
	こだま さくらいようちえん 児玉櫻井幼稚園	120 (60)	6か月	児玉町八幡山 594-2	72-0443	
	こだま もり えん 児玉の森こども園	149 (140)	9週	児玉町児玉 2448-1	72-0186	◎子育て支援センター ◎一時預かり
	あきひら ほいくえん 秋平さくら保育園	60 (50)	6か月	児玉町秋山 2527-1	72-1167	

※認定こども園の利用定員については、()内は2・3号(保育)認定の利用定員です。



⑩ 保育所等開所時間の状況

○本庄地域保育施設

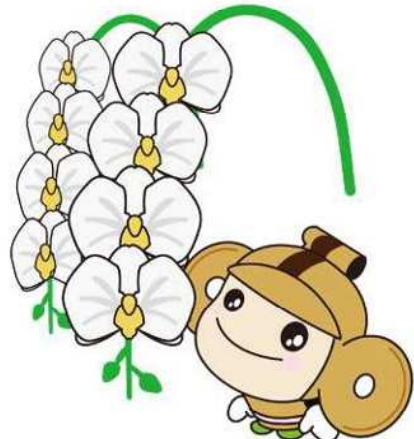
保育施設名称	保育必要量	開所時間 ()内は延長保育	土曜協力保育 ()内は延長保育
いちりつ ほいくしよ 市立いずみ保育所	標準時間	(7:00～)7:30～18:30(～19:00)	7:30～18:30
	短時間	(7:00～)8:30～16:30(～19:00)	8:30～16:30
あさひほいくえん 旭保育園	標準時間	(7:30～)8:00～19:00(～19:30)	8:00～18:00
	短時間	(7:30～)8:00～16:00(～19:30)	8:00～16:00
ほんじょうほいくえん 本庄保育園	標準時間	(7:00～)7:30～18:30(～19:00)	7:30～18:30
	短時間	(7:00～)8:30～16:30(～19:00)	(7:30～)8:30～16:30(～18:30)
ほいくえん こぞくら保育園	標準時間	7:00～18:00(～19:00)	7:00～18:00(～19:00)
	短時間	(7:00～)8:00～16:00(～19:00)	(7:00～)8:00～16:00(～19:00)
ひ でほいくえん 日の出保育園	標準時間	(7:20～)8:00～19:00	(7:20～)8:00～19:00
	短時間	(7:20～)8:30～16:30(～19:00)	(7:20～)8:30～16:30(～19:00)
ほいくえん みどり保育園	標準時間	7:20～18:20(～18:50)	7:20～18:20
	短時間	(7:20～)8:30～16:30(～18:50)	8:30～16:30
せいとくほんじょうほいくえん 聖徳本庄保育園	標準時間	7:30～18:30(～19:00)	7:30～18:30(～19:00)
	短時間	(7:30～)8:00～16:00(～19:00)	(7:30～)8:00～16:00(～19:00)
おじまみなみほいくえん 小島南保育園	標準時間	(7:00～)7:30～18:30(～19:00)	(7:00～)7:30～18:30(～19:00)
	短時間	(7:30～)8:00～16:00(～19:00)	(7:30～)8:00～16:00(～19:00)
きたいずみほいくえん 北泉保育園	標準時間	7:00～18:00(～19:00)	7:00～18:00
	短時間	(7:00～)8:30～16:30(～19:00)	8:30～16:30
ほいくえん たんぼぼ保育園	標準時間	7:15～18:15(～19:15)	7:30～18:00
	短時間	(7:15～)8:00～16:00(～19:15)	(7:30～)8:30～16:30(～18:00)
こ くほいくえん ほほえみ子どもの国保育園	標準時間	(7:15～)7:45～18:45(～19:15)	7:45～18:45
	短時間	(7:20～)8:30～16:30(～19:15)	8:30～16:30
ふじたほいくえん 藤田保育園	標準時間	7:30～18:30(～19:00)	8:00～17:00
	短時間	(7:30～)8:30～16:30(～19:00)	8:30～16:30
もり ばいか コウガの森・梅花	標準時間	(7:00～)7:30～18:30(～19:00)	7:30～17:30
	短時間	(7:00～)8:00～16:00(～19:00)	8:00～16:00
ほんじょうようちえん 本庄幼稚園	標準時間	7:30～18:30	8:00～17:00
	短時間	(7:30～)8:30～16:30(～18:30)	(8:00～)8:30～16:30(～17:00)
ほんじょうひがしようちえん 本庄東幼稚園	標準時間	7:30～18:30	8:30～16:30
	短時間	(7:30～)8:00～16:00(～18:30)	8:30～16:30
わかくさほいくえん 若草保育園	標準時間	7:20～18:20(～18:50)	7:20～18:20
	短時間	(7:20～)8:30～16:30(～18:50)	8:30～16:30
ほんじょうあさひようちえん 本庄旭幼稚園	標準時間	7:30～18:30(～19:00)	7:30～18:30
	短時間	(7:30～)8:30～16:30(～19:00)	8:30～16:30
わかいずみようちえん 若泉幼稚園	標準時間	7:30～18:30	8:00～18:00
	短時間	(7:30～)8:30～16:30(～18:30)	8:00～16:30

かがわ 加川ベビールーム	標準時間	(7:00～)7:30～18:30(～19:00)	8:00～17:00
	短時間	(7:00～)8:30～16:30(～19:00)	8:30～16:30
ほいくえん ふくしまキッズ保育園	標準時間	(7:30～)8:00～19:00(～19:30)	(7:30～)8:00～19:00(～19:30)
	短時間	(7:30～)8:00～16:00(～19:30)	(7:30～)8:00～16:00(～19:30)

○児玉地域保育施設

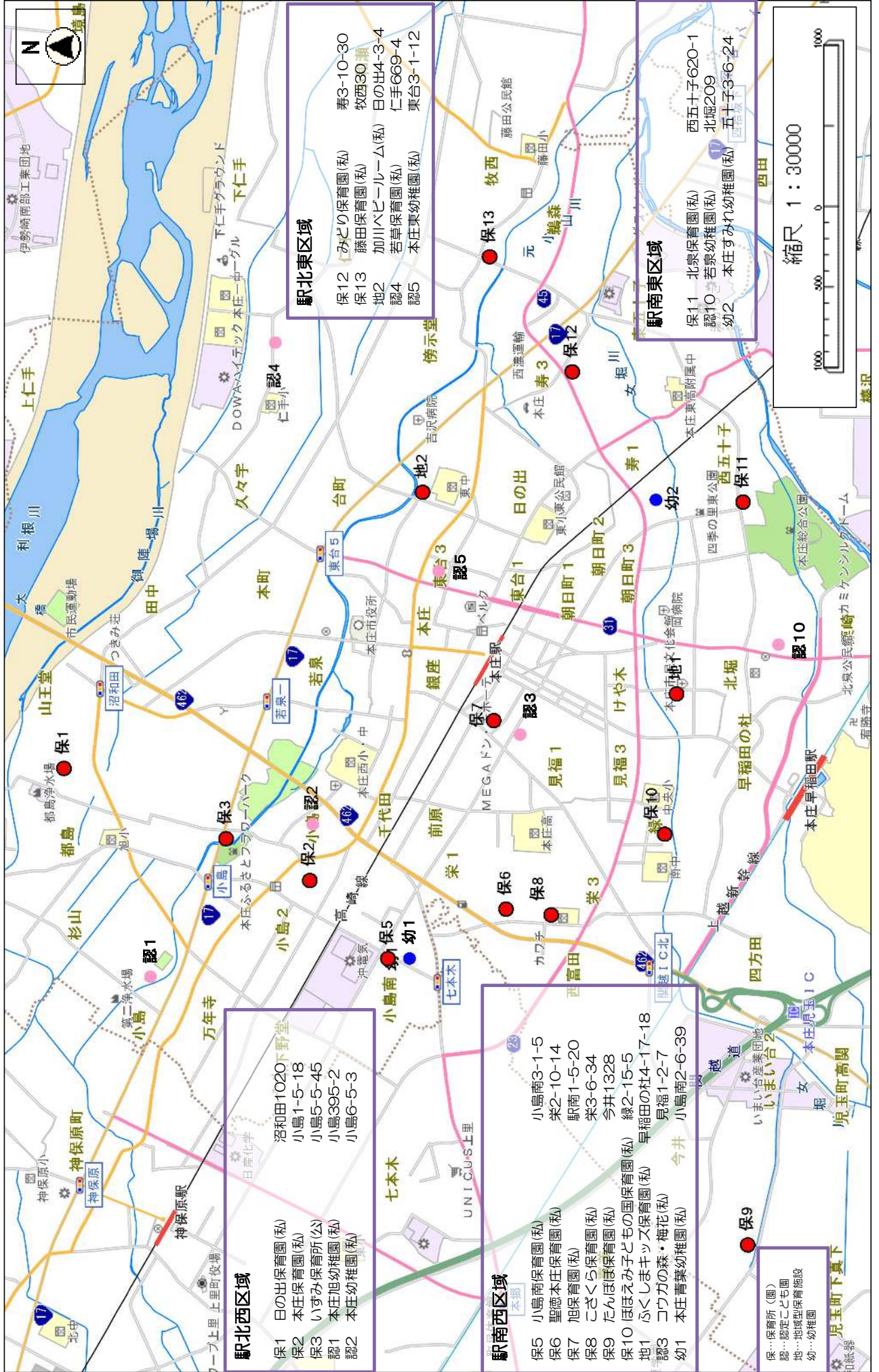
保育施設名称	保育必要量	開所時間 ()内は延長保育	土曜協力保育 ()内は延長保育
いちりつく みづかほいくしよ 市立久美塚保育所	標準時間	(7:00～)7:30～18:30(～19:00)	7:30～18:30
	短時間	(7:00～)8:30～16:30(～19:00)	8:30～16:30
さいこうほいくえん 西光保育園	標準時間	7:30～18:30(～19:00)	7:30～18:30
	短時間	(7:30～)8:30～16:30(～19:00)	(7:30～)8:30～16:30(～18:30)
さいこうだいにほいくえん 西光第二保育園	標準時間	7:30～18:30(～19:00)	7:30～18:30
	短時間	(7:30～)8:30～16:30(～19:00)	(7:30～)8:30～16:30(～18:30)
もり きょうわ コウガの森・共和	標準時間	(7:00～)7:30～18:30(～19:00)	7:00～17:30
	短時間	(7:00～)8:00～16:00(～19:00)	8:00～16:00
こだまさくらいようちえん 児玉櫻井幼稚園	標準時間	7:30～18:30	8:00～16:00
	短時間	(7:30～)8:00～16:00(～18:30)	8:00～16:00
こだま もり えん 児玉の森こども園	標準時間	7:30～18:30(～19:30)	7:30～18:30
	短時間	(7:30～)8:00～16:00(～19:30)	(7:30～)8:00～16:00(～18:30)
あきひら ほいくえん 秋平さくら保育園	標準時間	(7:00～)7:30～18:30(～19:00)	8:00～17:00
	短時間	(7:00～)8:00～16:00(～19:00)	8:00～16:00(～17:00)

※延長保育料金については、各施設に直接お問い合わせください。



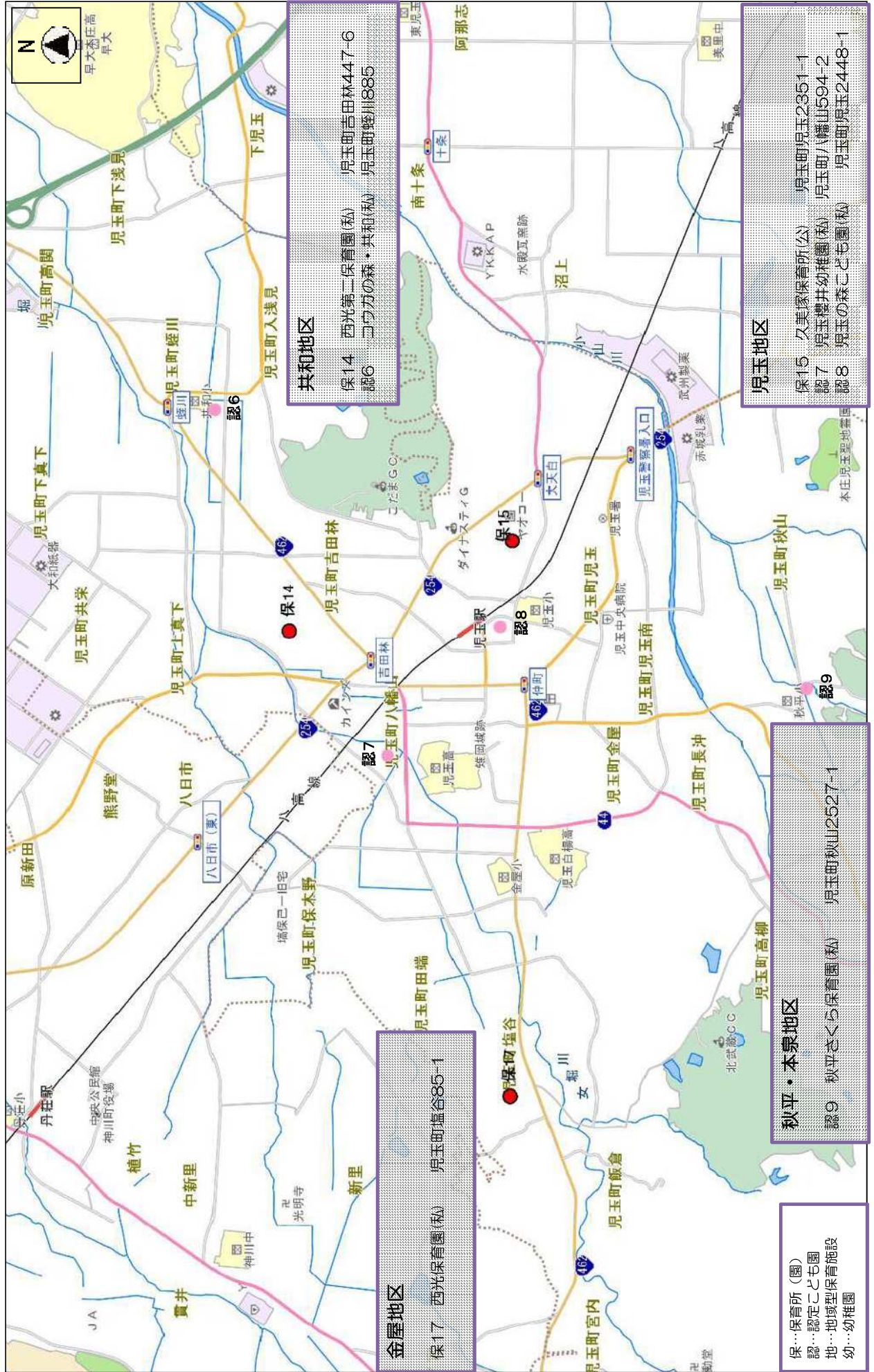
⑪ 保育施設等マップ

(本庄地域)



⑪ 保育施設等マップ

(児玉地域)

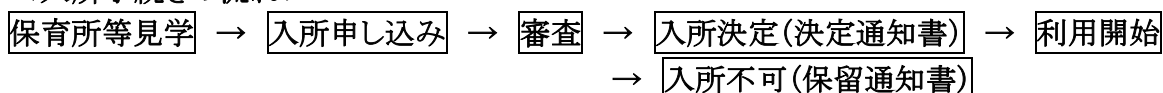


⑫ 入所申込み締切日

入 所 日	申込み締切日
令和 8年 5月 1日	令和 8年 4月10日(金)
令和 8年 6月 1日	令和 8年 5月 8日(金)
令和 8年 7月 1日	令和 8年 6月10日(水)
令和 8年 8月 1日	令和 8年 7月10日(金)
令和 8年 9月 1日	令和 8年 8月10日(月)
令和 8年10月 1日	令和 8年 9月10日(木)
令和 8年11月 1日	令和 8年10月 9日(金)
令和 8年12月 1日	令和 8年11月10日(火)
令和 9年 1月 1日	令和 8年12月10日(木)
令和 9年 2月 1日	令和 9年 1月 8日(金)
令和 9年 3月 1日	令和 9年 2月10日(水)
令和 9年 4月 1日	(予定)令和 8年11月30日(月) (受付開始:令和 8年11月2日(月))

☆市外保育施設を希望する場合は、施設のある市区町村の締切日をご確認ください。

<入所手続きの流れ>



改訂:令和8年4月